

【フランスにおける家族手当（子供手当）】

日本の子供手当に相当するものは、もちろんフランスにもありますが（家族手当）、日本とは異なり、2人目以降の子供から支給され、しかも、2人目より3人目、3人目より4人目に支給される金額の方が多くなっています（5人目以降は、同一金額）。

具体的には、2人目以降の20歳未満の子供を対象に、所得による制限なく、2人目に月額約117ユーロ、3人目に約267ユーロ、4人目に約417ユーロ、5人目以降には約150ユーロずつ家族手当が加算されていきます。

このように、2人目の子供から手当が支給され、3人、4人と子供が増えるにつれて支給額が増えるシステムであれば、すでに子供がいる家庭であっても、さらに子供をもうけたいと思う動機になったり、2人目、3人目の子供を産むことへの不安や抵抗を軽くする効果があると考えられます。ですから、今後、日本の少子化対策を改善していく際、是非、フランスの家族手当のシステムを参考にすべきであると思います。

©2010 by Hiroe Makiyama